

||||| 平成18年度 |||||

# 事業概要

大阪市職員共済組合

# 目 次

共済組合の概要	2
保険料率について	4
育児休業中の掛金について	4
短期給付の概要	
1 育児休業手当金	5
2 介護休業手当金	6
長期給付の概要	
1 退職給付	7
2 障害給付	14
3 遺族給付	17
4 再就職による年金の支給停止(所得による制限)	20
5 雇用保険との併給調整	20
6 併給調整	20
7 年金と税金	20
8 年金の請求	20
9 年金の支払	20
共済貸付の概要	21
住宅等あっせん事業の概要	26
融資あっせん制度の概要	28
個人情報保護に関する基本方針	30

## ◎ 共済組合の概要

### 1 共済組合の沿革

共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行い、もってその生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的に、市長部局（行政委員会等を含む）、交通局、水道局及び一部事務組合（水防事務組合）の職員を組合員として昭和 37 年 12 月 1 日に発足しました。

### 2 組合員数

40,599 人（平成 18 年 5 月 1 日現在）

### 3 業務の内容

- |     |        |                                 |
|-----|--------|---------------------------------|
| (1) | 短期給付事業 | 育児休業手当金給付<br>介護休業手当金給付          |
| (2) | 長期給付事業 | 年金給付                            |
| (3) | 福祉事業   | 住宅貸付事業<br>住宅等あっせん事業<br>融資あっせん事業 |

4 組合会議員及び役員（平成18年5月末現在）

任命議員			互選議員		
役名	氏名	所属	役名	氏名	所属
理事長	井越將之	助 役	理事	木下平和	建設局
理事長 職務代理者	藤本司	総務局	〃	岡田昭三	港湾局
理事	山本仁	総務局	〃	上田一男	交通局
〃	松尾義春	交通局	〃	三戸一宏	水道局
監事	岡本雅博	水道局	監事	長岡雅信	都島区
議員	梶原泰造	環境事業局	議員	大倉英子	市民局
〃	玉井得雄	教育委員会事務局	〃	南部美智代	健康福祉局
〃	伊藤友之	中央区	〃	上谷高正	環境事業局
〃	長田和宏	総務局	〃	中村義男	交通局
〃	坂本真一	健康福祉局	〃	長田和男	消防局
学識経験監事		宇井靖夫			

## ◎ 保険料率について

庶務係 6208-7541～3

(平成18年4月1日現在)

		定 例 給 料	期 末 手 当 等
短期	掛 金 率	1.1875/1000	0.95/1000
	負 担 金 率	事 業 主 負 担 分	0.95/1000
		公 的 負 担 分	0.35/1000
長期	掛 金 率	85.8625/1000	68.69/1000
	負 担 金 率	事 業 主 負 担 分	68.99/1000
		(内 公 務 等 給 付 率)	(0.3/1000)
		公 的 負 担 分	18.1/1000

- ※ 短期掛金に係る最高限度額 定例給料 784,000円 期末手当等 2,000,000円  
 長期掛金に係る最高限度額 定例給料 496,000円 期末手当等 1,500,000円

### (長期掛金率の推移について)

地方公務員共済組合の長期掛金率は、平成16年の改正により、平成21年度の国家公務員共済組合との保険料率の一本化に向け、下記の推移表のとおり毎年9月に引き上げられます。

	定 例 給 料	期 末 手 当 等
平成17年9月 ～平成18年8月	85.8625/1000	68.6900/1000
平成18年9月 ～平成19年8月	88.0750/1000 (+2.2125)	70.4600/1000 (+1.77)
平成19年9月 ～平成20年8月	90.2875/1000 (+2.2125)	72.2300/1000 (+1.77)
平成20年9月以降の月分	92.5000/1000 (+2.2125)	74.0000/1000 (+1.77)

## ◎ 育児休業中の掛金について

庶務係 6208-7541～3

### 1 掛金免除

育児休業取得者については、育児休業を取得した当月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで、申し出により掛金（短期・長期）が免除されます。

### 2 掛金の一部免除

部分休業（育児休業によるものに限る。）を取得したことによって減額された給料額（調整手当を除く。）に係る長期掛金が申し出により免除されます。なお、期末手当等に係るもの及び短期掛金（定例給料・期末手当等に係るもの）については免除となりません。

### 3 手続

掛金免除については「育児休業に伴う各種届出書」を、掛金の一部免除については「育児部分休業等掛金免除申出書」を所属所を通じて休業開始の前月25日（共済組合必着）までに提出してください。

## ◎ 短期給付の概要

庶務係 6208-7541～3

### 1 育児休業手当金

#### (1) 受給資格

育児休業を取得した組合員

#### (2) 対象期間

子が1歳に達する日までの育児休業期間

(一定の条件を満たす場合については、子が1歳6カ月に達する日までの育児休業期間)

#### (3) 支給

育児休業中は、育児休業開始月の翌月から支給します。さらに職場復帰の日または育児休業中の育児休業手当金の支給が終了した日の翌日から引き続いて6カ月以上組合員である場合、6カ月経過後の翌月にも支給します。

支給日 毎月24日(金融機関の休業日にあたる場合は直前の営業日)

#### (4) 支給額

##### ① 育児休業中

$\frac{\text{給料月額} \times 1/22}{10 \text{円未満四捨五入}} \times \text{手当率}(1.25) \times 30/100 \times \text{各月の育児休業日数}$

10円未満四捨五入

円未満切り捨て

※

##### ② 職場復帰の日または育児休業中の育児休業手当金の支給終了の翌日から6カ月経過後

$\frac{\text{給料月額} \times 1/22}{10 \text{円未満四捨五入}} \times \text{手当率}(1.25) \times 40/100 \times \text{総育児休業日数} - \text{育児休業中の支給額の累計}$

10円未満四捨五入

円未満切り捨て

※

※ 給付上限額があります。

平成17年4月1日以降に育児休業を開始した組合員については、給付額に上限があります。この上限額は、雇用保険法に係る厚生労働省告示により、毎年8月に見直しが行われます。(平成17年8月1日～)

給付日額	7,718円
給付上限相当額を超える給料月額	339,570円

給付上限額が適用となる場合、給付日額に各月の育児休業日数を乗じた金額の4分の3を育児休業中に支給し、職場復帰の日または育児休業中の育児休業手当金の支給終了の翌日から6カ月経過後に給付日額に総育児休業日数を乗じた金額と育児休業中の支給額の累計との差額を支給します。

#### (5) 支給期間の延長

次の条件に該当する場合には、育児休業の対象となる子が1歳6カ月に達する日までの育児休業期間まで支給期間が延長されます。

① 育児休業の対象となる子の1歳の誕生日前日までに保育所への入所(入所希望日は誕生日以前)を申請したが、入所ができなかったとき

② 1歳以降、育児休業の対象となる子の養育を行う予定であった配偶者が、イ～ニの理由により、当該子の養育ができなくなり、組合員が育児休業期間を延長したとき

イ 死亡したとき

ロ 病気やケガにより育児休業に係る子の養育ができなくなったとき

ハ 離婚等により、配偶者が育児休業に係る子と同居しなくなったとき

ニ 6週間(多胎妊娠にあつては、14週間)以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき

(6) 手 続

「育児休業に伴う各種届出書」に育児休業承認書の写しを添え、所属所を通じて休業開始の前月 25 日（共済組合必着）までに提出してください。

支給期間の延長を申し出る場合には、「育児休業手当金支給対象期間延長申請書」を次の添付書類とともに所属所を通じて提出してください。

「(5) 支給期間の延長」(P 5) の

①に該当する場合

保育所入所不承諾（保留）通知書等、保育所の入所に関する市区町村長の証明書

②に該当する場合

母子健康手帳の写し

世帯全員の住民票の写し（イまたはハに該当する場合）

医師の診断書等（ロに該当する場合）

その他、必要と判断する書類

(7) そ の 他

育児休業取得者（部分休業を含む）については、申し出により掛金（長期・短期、部分休業者については長期のみ）が免除されます。（P 4 参照）

また、共済貸付償還中の組合員が、育児休業を取得した場合は、申し出により休業期間中の償還金の返済猶予を受けることができます。（P 24 参照）

## 2 介護休業手当金

(1) 受 給 資 格

介護欠勤を取得した組合員

(2) 対 象 期 間

介護欠勤承認の初日から 3 カ月を超えない期間

(3) 支 給

介護欠勤取得後、1 ヶ月単位で支給します。

支給日 毎月 24 日（金融機関の休業日にあたる場合は直前の営業日）

(4) 支 給 額

$\frac{\text{給料日額}(\text{給料月額} \times 1/22) \times \text{手当率}(1.25) \times 40/100 \times \text{介護欠勤日数}}$

10 円未満四捨五入

円未満切り捨て ※

※ 給付上限額があります。

平成 17 年 4 月 1 日以降に介護欠勤の承認を受けた組合員については、給付額に上限があります。この上限額は、雇用保険法に係る厚生労働省告示により、毎年 8 月に見直しが行われます。（平成 17 年 8 月 1 日～）

給付日額	7,718 円
給付上限相当額を超える給料月額	339,570 円

(5) 手 続

「介護休業手当金請求書」を所属所を通じて提出してください。

(6) そ の 他

介護休業手当金の支給対象となるのは、介護欠勤を 1 日単位で取得した場合に限ります。

また、共済貸付償還中の組合員が、介護欠勤を取得した場合は、申し出により欠勤期間中の償還金の返済猶予を受けることができます。（P 24 参照）

# ◎ 長期給付の概要

給付係 6208-7547~9

平成18年4月1日現在

## 1 退職給付

組合員期間等が25年以上ある人が、退職後65歳になったときに支給される年金には、共済組合からの「本来の退職共済年金」と社会保険庁からの「老齢基礎年金」とがあります。

また、共済組合の組合員期間が1年以上ある人が、支給開始年齢に達したときには「特例による退職共済年金」が支給されます。

	60歳(注)から満額支給開始年齢(注)になるまでは	満額支給開始年齢(注)から65歳になるまでは	65歳になった以降は	配偶者が65歳になると
共済年金制度から支給される年金	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     特例による退職共済年金                      職域年金相当部分                      厚生年金相当部分                 </div> ^本人V	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     特例による退職共済年金                      職域年金相当部分                      厚生年金相当部分                      定額部分                      加給年金                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     本来の退職共済年金                      職域年金相当部分                      厚生年金相当部分                      加給年金                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     本来の退職共済年金                      職域年金相当部分                      厚生年金相当部分                 </div>
国民年金制度から支給される年金	^本人V		→ 老齢基礎年金	→ 老齢基礎年金
				→ 振替加算 老齢基礎年金
備考	60歳から満額支給開始年齢に達するまでの間は給料比例部分（職域年金相当部分及び厚生年金相当部分）が支給され、それ以降は、定額部分及び加給年金が加算されます。		老齢基礎年金と退職共済年金の2本立ての年金給付となりますが、総額では65歳までの特例による退職共済年金と変わりません。	配偶者が65歳になると、加給年金はなくなり、その一部が振替加算となり、配偶者自身の老齢基礎年金の一部として支給されます。

(注) ..【別表1】退職共済年金の支給開始年齢を参照してください。

職域年金相当部分 …… 共済年金制度独自の上積み部分です。

厚生年金相当部分 …… 共済組合の組合員期間に応じて厚生年金と同じ算式で算出される部分です。

給料比例部分 …… 職域年金相当部分と厚生年金相当部分を足したものです。

定額部分 …… 65歳になるまでの間、老齢基礎年金のかわりに支給される部分です。

加給年金 …… 一定の条件を満たす配偶者及び18歳未満の子などを有する場合の加算です。

老齢基礎年金 …… 20歳から60歳までの全期間の保険料を支払ったとした場合、年金額は778,600円（平成18年度価格）です。

振替加算 …… 退職共済年金又は障害共済年金受給権者の配偶者で、大正15年4月2日～昭和41年4月1日生まれ（ただし加給年金額の対象者に限る。）の人は、65歳になったときから受給する老齢基礎年金に生年月日に応じた一定の額が加算されます。



## 特例による退職共済年金

特例による退職共済年金は次の「受給資格期間」と「支給開始年齢」の両方を満たした場合に支給されます。

### (1) 受給資格期間

組合員期間等が25年以上であること。(受給権者の生年月日の区分に応じて次のような受給資格期間の特例があります。)

ただし、共済組合の組合員期間が1年以上であること。

#### ★受給資格期間の特例

生 年 月 日	年 数 (注)
昭和 27. 4. 1 以前	20 年
昭和 27. 4. 2～28. 4. 1	21 年
昭和 28. 4. 2～29. 4. 1	22 年
昭和 29. 4. 2～30. 4. 1	23 年
昭和 30. 4. 2～31. 4. 1	24 年

(注) 国民年金の被保険者期間などは含みません

#### ★組合員期間等とは

組合員期間等とは、本市組合員期間はもちろん他の共済組合の組合員期間、厚生年金・国民年金の被保険者期間及び昭和61年3月31日以前の被用者年金制度の被扶養配偶者期間等を合算した期間をいいます。

### (2) 支給開始年齢

60歳以上であること(公務員として在職中の場合は原則として支給されません)。

ただし、昭和16年4月2日(特定消防職員については昭和22年4月2日)以降の生年月日の人については、満額年金の支給開始年齢が生年月日に応じ【別表1】のとおり引き上げられ、60歳から満額年金が支給されるまでの間は給料比例部分(職域年金相当部分+厚生年金相当部分)が支給されます。なお、昭和28年4月1日(特定消防職員については昭和34年4月1日)以前の生年月日の人で障害等級3級以上の障害の状態にある人(障害特例者)又は組合員期間が44年以上ある人(長期特例者)については、60歳から満額年金が支給されます。

さらに、昭和28年4月2日(特定消防職員については昭和34年4月2日)以降の生年月日の人については、給料比例部分の支給開始年齢(◆)が生年月日に応じ【別表1】のとおり引き上げられました。なお、障害特例者又は長期特例者については、(◆)の年齢から満額年金が支給されます。

【別表1】 退職共済年金の支給開始年齢

生年月日	給料比例部分		満額年金		退職共済年金のイメージ図
	支給開始年齢	支給開始年度	支給開始年齢	支給開始年度	
昭16. 4. 2～17. 4. 1	60歳	平13年度	61歳	平14年度	
昭17. 4. 2～18. 4. 1	60歳	平14年度	61歳	平15年度	61歳
昭18. 4. 2～19. 4. 1	60歳	平15年度	62歳	平17年度	
昭19. 4. 2～20. 4. 1	60歳	平16年度	62歳	平18年度	62歳
昭20. 4. 2～21. 4. 1	60歳	平17年度	63歳	平20年度	
昭21. 4. 2～22. 4. 1	60歳	平18年度	63歳	平21年度	63歳
昭22. 4. 2～23. 4. 1	60歳	平19年度	64歳	平23年度	
昭23. 4. 2～24. 4. 1	60歳	平20年度	64歳	平24年度	64歳
昭24. 4. 2～25. 4. 1	60歳	平21年度	65歳	平26年度	
昭25. 4. 2～26. 4. 1	60歳	平22年度	65歳	平27年度	65歳
昭26. 4. 2～27. 4. 1	60歳	平23年度	65歳	平28年度	
昭27. 4. 2～28. 4. 1	60歳	平24年度	65歳	平29年度	
昭28. 4. 2～29. 4. 1	61歳	平26年度	65歳	平30年度	61歳
昭29. 4. 2～30. 4. 1	61歳	平27年度	65歳	平31年度	
昭30. 4. 2～31. 4. 1	62歳	平29年度	65歳	平32年度	62歳
昭31. 4. 2～32. 4. 1	62歳	平30年度	65歳	平33年度	
昭32. 4. 2～33. 4. 1	63歳	平32年度	65歳	平34年度	63歳
昭33. 4. 2～34. 4. 1	63歳	平33年度	65歳	平35年度	
昭34. 4. 2～35. 4. 1	64歳	平35年度	65歳	平36年度	64歳
昭35. 4. 2～36. 4. 1	64歳	平36年度	65歳	平37年度	
昭36. 4. 2～	-	-	65歳	平38年度～	65歳

共済年金(給料比例部分)      本来の退職共済年金  
 共済年金(定額部分)      老齢基礎年金

※ 特定消防職員の場合は6年遅れのスケジュールになります。

特例による退職共済年金の年金額

職域年金 相当部分	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月までの} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \text{ (注1)} \times \text{平成15年3月までの} \\ & \text{組合員期間月数} \\ & + \\ & \text{平成15年4月からの} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \text{ (注2)} \times \text{平成15年4月からの} \\ & \text{組合員期間月数} \end{aligned}$
+	
厚生年金 相当部分	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月までの} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの} \\ & \text{組合員期間月数} \\ & + \\ & \text{平成15年4月からの} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月からの} \\ & \text{組合員期間月数} \end{aligned}$
+	
定額部分	$1628 \times \text{全組合員期間月数 (480月限度)}$
+	
加 給 年 金	

(注1) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.713となります。

(注2) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.548となります。

★平均給料月額・平均給与月額

平均給料月額は、昭和56年4月から平成15年3月までの組合員期間の掛金の標準となった給料（本給）を基礎として算出します。

平均給与月額は、平成15年4月から退職までの組合員期間の掛金の標準となった給料（本給）及び期末手当等を基礎として算出します。

なお、平均給料（給与）月額及び定額部分の単価は、物価等の変動に応じて毎年、改定されます。

### ★組合員期間

組合員期間は、本市の職員としての期間だけでなく、次に掲げる本市採用前の期間（前歴）についても、一定の条件があれば算入されます。

- 旧国鉄や旧電々公社などの職員であった期間
- 国や地方公共団体などの職員であった期間

### ★加給年金

組合員期間が20年以上である人が、満額年金の支給開始時点で、その人によって生計を維持されている 65歳未満の配偶者、18歳未満の子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある場合も含む）及び、20歳未満の障害等級1級、2級に該当する子がいる場合に加算されます。（生計を維持されている者の恒常的な収入が850万円未満であることが必要です。）

○加給年金額（平成18年度価格）

配偶者……………389,300円

子（2人まで1人につき）…224,000円

子（3人以上1人につき）…74,700円

#### 加給年金の停止と消滅

加給年金対象者が次のいずれかに該当したときは、共済組合への届出が必要になります。

##### 停止になる場合

- ① 配偶者が、退職・老齢（加入月数が240月またはそれに相当するもの）や障害を給付事由とする年金を受給することとなったとき（ただし、国民年金の老齢基礎年金は除く）  
※配偶者の年金が全額停止となっている場合、加給年金は支給停止されません。
- ② 受給者本人が、加給年金が加算された老齢厚生年金を受給することとなったとき

##### 消滅になる場合

- ① 加給年金額対象者が死亡したとき
- ② 加給年金額対象者の恒常的な収入が850万円以上になったとき
- ③ 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- ④ 加給年金額対象者である子が配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 加給年金額対象者である養子縁組による子を離縁したとき
- ⑥ 加給年金額対象者である子が婚姻したとき
- ⑦ 加給年金額対象者で障害等級1・2級に該当する子が、その障害の状態でなくなったとき（18歳未満の子を除く）

## 本来の退職共済年金

特例による退職共済年金の受給者が65歳になると、社会保険庁からは国民年金の「老齢基礎年金」が、共済組合からは「本来の退職共済年金」が支給されます。

これは、65歳まで支給される「特例による退職共済年金」の定額部分が「老齢基礎年金」と「経過的加算」に分かれるもので、年金全体の総額は変わりません。

### 本来の退職共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$ (注1)	×	平成15年3月までの 組合員期間月数
	+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$ (注2)	×	平成15年4月からの 組合員期間月数
+					
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数
	+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数
+					
経過的 加算	特例による退職共済年金 の定額部分	-	778,600円	×	$\frac{\text{昭36.4.1以降の組合員期間(注3)}}{480\text{月}}$
+					
加 給 年 金					

(注1) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.713

(注2) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.548

(注3) 20歳前及び60歳以後の組合員期間は除く

### 老齢基礎年金の年金額

$778,600\text{円} \times \frac{\text{国民年金の加入月数}}{480\text{月}}$
---

**退職共済年金のめやす表**

(参考) 平均給料月額 = 退職時給料月額×80% (※個々人によって異なります)

昭和21年4月2日以降生まれの人

(単位:円)

平均給料 月 額	年 齢 (歳)	組 合 員 期 間					
		15年	20年	25年	30年	35年	40年
26万円	給料比例部分 支給開始年齢から	360,000	530,000	660,000	800,000	930,000	1,060,000
	満額年金 支給開始年齢から	650,000	920,000	1,150,000	1,380,000	1,610,000	1,840,000
28万円	給料比例部分 支給開始年齢から	390,000	570,000	710,000	860,000	1,000,000	1,140,000
	満額年金 支給開始年齢から	680,000	960,000	1,200,000	1,440,000	1,680,000	1,930,000
30万円	給料比例部分 支給開始年齢から	420,000	610,000	760,000	920,000	1,070,000	1,230,000
	満額年金 支給開始年齢から	710,000	1,000,000	1,250,000	1,500,000	1,760,000	2,010,000
32万円	給料比例部分 支給開始年齢から	450,000	650,000	820,000	980,000	1,140,000	1,310,000
	満額年金 支給開始年齢から	740,000	1,040,000	1,300,000	1,570,000	1,830,000	2,090,000
34万円	給料比例部分 支給開始年齢から	470,000	690,000	870,000	1,040,000	1,220,000	1,390,000
	満額年金 支給開始年齢から	770,000	1,080,000	1,360,000	1,630,000	1,900,000	2,170,000
36万円	給料比例部分 支給開始年齢から	500,000	730,000	920,000	1,100,000	1,290,000	1,470,000
	満額年金 支給開始年齢から	800,000	1,120,000	1,410,000	1,690,000	1,970,000	2,250,000
38万円	給料比例部分 支給開始年齢から	530,000	770,000	970,000	1,160,000	1,360,000	1,550,000
	満額年金 支給開始年齢から	820,000	1,170,000	1,460,000	1,750,000	2,040,000	2,340,000
40万円	給料比例部分 支給開始年齢から	560,000	820,000	1,020,000	1,230,000	1,430,000	1,640,000
	満額年金 支給開始年齢から	850,000	1,210,000	1,510,000	1,810,000	2,120,000	2,420,000
42万円	給料比例部分 支給開始年齢から	590,000	860,000	1,070,000	1,290,000	1,500,000	1,720,000
	満額年金 支給開始年齢から	880,000	1,250,000	1,560,000	1,870,000	2,190,000	2,500,000
44万円	給料比例部分 支給開始年齢から	620,000	900,000	1,120,000	1,350,000	1,580,000	1,800,000
	満額年金 支給開始年齢から	910,000	1,290,000	1,610,000	1,940,000	2,260,000	2,580,000
46万円	給料比例部分 支給開始年齢から	640,000	940,000	1,170,000	1,410,000	1,650,000	1,880,000
	満額年金 支給開始年齢から	940,000	1,330,000	1,660,000	2,000,000	2,330,000	2,660,000
48万円	給料比例部分 支給開始年齢から	670,000	980,000	1,230,000	1,470,000	1,720,000	1,960,000
	満額年金 支給開始年齢から	970,000	1,370,000	1,710,000	2,060,000	2,400,000	2,750,000

※この年金額には加給年金は含まれておりません。

※給料比例部分及び満額年金支給開始年齢については、【別表1】を参照してください。

## 2 障害給付

在職中の病気やケガにより障害の状態になったときに支給される年金には、共済組合からの「障害共済年金」と社会保険庁からの「障害基礎年金」とがあります。

共済組合から支給される障害共済年金には、公務又は通勤による傷病以外の傷病によって障害の状態になったとき支給される「公務等によらない障害共済年金」と、公務又は通勤による傷病によって障害の状態になったとき支給される「公務等による障害共済年金」とがあります。

### 障 害 共 済 年 金

#### 支給要件

- ・ 組合員が在職中に初診日がある傷病により、障害認定日（初診日から1年6月を経過した日）に障害等級が1級、2級又は3級の障害の状態になったとき。
- ・ 障害認定日に障害等級に該当しなかった者が、その後65歳までに3級以上の障害の状態になったとき。（事後重症）

#### 公務等による障害共済年金の年金額

##### ○障害等級1級の場合

職域年金相当部分	$\left[ \frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{100} \times 28.5 + \frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{1000} \times 1.425 \times (\text{平成15年3月までの組合員期間月数} - 300) \times 1.25 \right] \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+
	$\left[ \frac{\text{平成15年4月からの平均給料月額}}{100} \times 21.923 + \frac{\text{平成15年4月からの平均給料月額}}{1000} \times 1.096 \times (\text{平成15年4月からの組合員期間月数} - 300) \times 1.25 \right] \times \frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$

厚生年金相当部分	$\frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{1000} \times 7.125 \times \text{平成15年3月までの組合員期間月数(注1)} \times 1.25$
	+
	$\frac{\text{平成15年4月からの平均給料月額}}{1000} \times 5.481 \times \text{平成15年4月からの組合員期間月数(注1)} \times 1.25$

#### 加 給 年 金

(注1) 組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

##### ○障害等級2級、3級の場合

職域年金相当部分	$\left[ \frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{100} \times 19 + \frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{1000} \times 1.425 \times (\text{平成15年3月までの組合員期間月数} - 300) \times 1.25 \right] \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+
	$\left[ \frac{\text{平成15年4月からの平均給料月額}}{100} \times 14.615 + \frac{\text{平成15年4月からの平均給料月額}}{1000} \times 1.096 \times (\text{平成15年4月からの組合員期間月数} - 300) \times 1.25 \right] \times \frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$

厚生年金相当部分	$\frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{1000} \times 7.125 \times \text{平成15年3月までの組合員期間月数(注2)}$
	+
	$\frac{\text{平成15年4月からの平均給料月額}}{1000} \times 5.481 \times \text{平成15年4月からの組合員期間月数(注2)}$

#### 加 給 年 金 (3級の場合、支給されない)

(注2) 組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(公務等による障害共済年金の最低保障額)

上記の額から加給年金の額を除いた額が、次の額より少ないときは、次の額に加給年金(3級の場合、加算なし)を加えた額となります。

1級・・・4,140,100円      2級・・・2,557,100円      3級・・・2,313,600円

(補償調整)

傷病補償年金等の受給により、年金の一部支給停止があります。

公務等によらない障害共済年金の年金額

○障害等級1級の場合

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	1.25
	+						
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	1.25

+

厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	1.25
	+						
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	1.25

+

加 給 年 金							
---------	--	--	--	--	--	--	--

○障害等級2級、3級の場合

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	
	+						
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	

+

厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	
	+						
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	

+

加 給 年 金 (3級の場合、支給されない)							
------------------------	--	--	--	--	--	--	--

※ 全組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

※ 障害基礎年金が支給されない人の厚生年金相当部分の額が、584,000円より少ないときは584,000円とします。

※ 加給年金は障害等級1級・2級の人が受給権を取得した当時、その人によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合に、224,000円が加算されます。



## 障 害 基 礎 年 金

障害等級が1級又は2級の障害の程度に該当する状態となったときには原則として障害基礎年金も支給されます。

また、受給権者に生計を維持されている18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子、又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の程度に該当する状態にある子があるときは障害基礎年金に加給年金が加算されます。

### 障害基礎年金の年金額(平成18年度価格)

障害等級1級		973,300円
障害等級2級		778,600円
加給年金額	子2人までは1人につき	231,400円
	3人目からは1人につき	77,100円

## 障 害 一 時 金

組合員である間に初診日がある公務によらない傷病により退職した場合において、障害共済年金が支給されない程度の一定の障害の状態にあるときで、他に年金を受ける権利を有しないときに支給されます。

### 障害一時金の額

職域年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	$\times \frac{1.425}{1000}$	$\times$	平成15年3月までの組合員期間月数	$\times \frac{200}{100}$
	+				
	平成15年4月からの平均給与月額	$\times \frac{1.096}{1000}$	$\times$	平成15年4月からの組合員期間月数	$\times \frac{200}{100}$
+					
厚生年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	$\times \frac{7.125}{1000}$	$\times$	平成15年3月までの組合員期間月数	$\times \frac{200}{100}$
	+				
	平成15年4月からの平均給与月額	$\times \frac{5.481}{1000}$	$\times$	平成15年4月からの組合員期間月数	$\times \frac{200}{100}$

※ 組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

※ 厚生年金相当部分の額が、584,000円より少ないときは、584,000円としてその額を算定します。

### 3 遺族給付

組合員又は組合員であった人が死亡したときにその遺族に支給される年金には、共済組合からの「遺族共済年金」と社会保険庁からの「遺族基礎年金」とがあります。

共済組合から支給される遺族共済年金には、公務又は通勤以外の事由により死亡したときに支給される「公務等によらない遺族共済年金」と、公務又は通勤により死亡したときに支給される「公務等による遺族共済年金」とがあります。

#### 遺族共済年金

##### (1) 支給要件

組合員又は組合員であった人が次のア～エのうちいずれかに該当したときに、その遺族に支給されます。

ア 組合員が死亡したとき（在職中死亡）

イ 組合員であった間に初診日のある傷病により、退職後その初診日から5年以内に死亡したとき

ウ 障害等級が1級、2級の障害共済年金又は昭和60年改正前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき

エ 退職共済年金もしくは昭和60年改正前の制度による退職年金等の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき

##### (2) 遺族の範囲と順位

遺族とは組合員又は組合員であった人の死亡当時、その人によって生計を維持されていた配偶者等（生計を共にしており、その生計を維持されていた人（配偶者等）の恒常的な収入が850万円を超えないと認められる人）をいい、次のように範囲と順位が決められています。

- ① 配偶者（届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます）及び子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間であって配偶者がいない子、又は、組合員であった人の死亡当時から引続き障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子）
- ② 父母
- ③ 孫（子に同じ）
- ④ 祖父母

公務等によらない遺族共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{1.425}{1000}$	$\times$	平成15年3月までの 組合員期間月数(注1)	$\times \frac{3}{4}$
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{1.096}{1000}$	$\times$	平成15年4月からの 組合員期間月数(注1)	$\times \frac{3}{4}$
+					
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{7.125}{1000}$	$\times$	平成15年3月までの 組合員期間月数(注1)	$\times \frac{3}{4}$
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{5.481}{1000}$	$\times$	平成15年4月からの 組合員期間月数(注1)	$\times \frac{3}{4}$
+					

中高齢寡婦加算(経過的寡婦加算)

(注1) 支給要件がア、イ、ウに該当する場合、組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(中高齢寡婦加算)

受給者が妻で、遺族基礎年金を受けることができないとき、その人が40歳以上65歳未満の間、584,000円が加算されます。

(経過的寡婦加算)

中高齢寡婦加算を受ける妻が65歳に達したとき、その者の生年月日の区分に応じた一定額が加算されます。

公務等による遺族共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{3.206}{1000}$	$\times$	平成15年3月までの 組合員期間月数(注2)	
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{2.466}{1000}$	$\times$	平成15年4月からの 組合員期間月数(注2)	
+					
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{7.125}{1000}$	$\times$	平成15年3月までの 組合員期間月数(注2)	$\times \frac{3}{4}$
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{5.481}{1000}$	$\times$	平成15年4月からの 組合員期間月数(注2)	$\times \frac{3}{4}$
+					

中高齢寡婦加算(経過的寡婦加算)

(注2) 支給要件がア、イ、ウに該当する場合、組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(公務等による遺族共済年金の最低保障額)

上記の額から中高齢(経過的)寡婦加算の額を除いた額が、1,035,000円より少ないときは、1,035,000円に中高齢(経過的)寡婦加算を加えた額となります。

(中高齢寡婦加算・経過的寡婦加算)

公務等によらない遺族共済年金と同じ

(補償調整)

遺族補償年金等の受給により、年金の一部支給停止があります。

## 遺族基礎年金

遺族である子を有する妻又は遺族である子については、国民年金から遺族基礎年金が支給されます。

### 妻の受ける遺族基礎年金の額(平成18年度価格)

区分	基本額	子の加算額	合計
子1人	792,100円	227,900円	1,020,000円
子2人	792,100円	455,800円	1,247,900円
子3人	792,100円	455,800円+75,900円	1,323,800円

(注) 子が4人以上いる妻の場合は、子が3人いる妻の額に子1人につき75,900円が加算されます。

### 子の受ける遺族基礎年金の額(平成18年度価格)

区分	基本額	加算額	合計	1人当たりの額
子1人	792,100円	—	792,100円	792,100円
子2人	792,100円	227,900円	1,020,000円	510,000円
子3人	792,100円	227,900円+75,900円	1,095,900円	365,300円

(注) 4人以上のときは、3人のときの額に1人につき75,900円を加算した額を人数で割った額とされます。



## ◎ 共済貸付の概要

企画係 6208-7544～5  
平成18年4月1日現在

項 目	住 宅 貸 付	災 害 貸 付		介 護 住 宅 貸 付
		災 害 新 規 貸 付	災 害 再 貸 付	
貸 付 対 象	右記以外の事由による組合員自ら居住する住宅に係る一般の住宅貸付	水震火災その他の非常災害により、組合員が自ら居住する住宅又は宅地、敷地に損害を受け、その復旧をするための貸付（一災害につき1回限り）	水震火災その他の非常災害により、現に住宅貸付又は災害貸付を受けている組合員が自ら居住する住宅又は宅地、敷地に損害を受け、その復旧をするための貸付（一災害につき1回限り）	組合員が自ら居住する住宅の新築、購入及び増改築に際し、要介護者等に配慮した構造を有する住宅（在宅介護対応住宅 ※1）を取得するための貸付
	<p>(注1)店舗・営業等に使用しないこと。またその所在地は、通勤可能区域にあること。</p> <p>(注2)申込日前に所有権の保存・移転登記が完了している物件や、新築・増改築等の完了している工事代金については、原則として貸付できません。</p> <p>(注3)共有範囲は、3親等内の親族（同居予定の婚約者を含む）であること。</p>			
貸 付 資 格	<p>組合員期間が3年以上であること。ただし、次に該当する場合を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規程に違反した事実のある者</li> <li>2 組合員資格の喪失までに所定の手続を完了する見込のない者</li> <li>3 給料その他の給与が差し押さえられ、又はその一部の支給を停止されている者</li> <li>4 同一物件で再度の貸付を受ける者で、直近の貸付日（平成18年3月以前を含む）から当該貸付日まで3年間を経過していない者（災害貸付・介護住宅貸付を除く）</li> </ol>			
申 込 事 由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅新築（現に所有する土地又は借地上に住宅を建築するとき）</li> <li>2 住宅購入（マンション、建売住宅又は土地・家屋を同時期に取得するとき。中古住宅を含む。）</li> <li>3 宅地購入（住宅を建築するための宅地を購入するとき。ただし、更地であり、公的機関の行う分譲地以外の宅地にあつては330㎡以下に限り、また、市街化調整区域内の土地は除く。借受後、5年以内に住宅の建築に着手できることが条件。）</li> <li>4 敷地購入（自ら居住するため所有家屋の敷地が借地でありその土地を取得するとき）</li> <li>5 増改築・修理（家屋を増築又は改築、若しくは修理をするとき。災害貸付にあつては、敷地の修繕費も対象となる。）</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅新築(同左)</li> <li>2 住宅購入(同左。ただし、中古住宅を除く。)</li> <li>3 増改築・修理(同左)</li> </ol> <p>住宅貸付又は災害貸付と同時に申し込むことができる。</p>	

項 目	住宅貸付	災害貸付		介護住宅貸付
		災害新規貸付	災害再貸付	
貸付限度額	1,800万円（増改築・修理 1,000万円）	1,900万円（増改築・修理 1,000万円）		300万円
最低保障額	組合員期間 3年以上～7年未満 400万円 " 7年以上～12年未満 700万円 " 12年以上～17年未満 900万円 " 17年以上 1,100万円	同左期間 450万円 " 750万円 " 950万円 " 1,150万円		
貸付利率	<b>本則利率・・・3.46%</b> 現行利率・・・2.26% 特例利率（財政融資資金利率により変動） 2.30%未満→2.26% 2.30%以上→2.56%	<b>本則利率・・・2.88%</b> 現行利率・・・1.88% 特例利率 （財政融資資金利率により変動） 2.30%未満→1.88% 2.30%以上→2.13% ※ 激甚災害指定地域における元金返済猶予を受ける場合の利率は、本則：1.88%。 ただし、財政融資資金利率が3.20%を下回っている間は、1.72%。		<b>本則利率・・・3.20%</b> 現行利率・・・2.00% 特例利率（財政融資資金利率により変動） 2.30%未満→2.00% 2.30%以上→2.30%
団体信用生命保険※2	任意加入			
火災共済等	住宅の新築、購入、増改築・修理で借り受けた場合：火災共済又は火災保険等への加入が必要			
抵当権設定等	300万円以上（再度の貸付で、貸付金額の合計が300万円を超える場合を含む）の貸付を受ける場合に、抵当権（仮登記）を設定。 ただし、定年退職日まで1年未満の者を除く。 質権の設定：不要			

※1 「在宅介護対応住宅」とは、「住宅内の段差の解消又は軽減、歩行用手すりの設置、車椅子利用に配慮した幅員拡張、車椅子対応住宅機器、洋式の広いトイレ、入浴しやすい浴槽、強固な床、滑りにくい床や階段、手すり等が将来設置可能な下地補強、リフト、ホームエレベーター、階段昇降機、スロープ」等を設けた住宅をいい、その新築購入又は増改築が対象となる。

※2 「団体信用生命保険」とは、貸付金の償還期間中に死亡又は高度障害状態となった場合、生命保険会社からの保険金を未償還残高の返済に充当して、マイホームと退職手当を確保することにより、家族の生活の安定を図ることを目的としたものである。

参考

財政融資資金利率 1.90%（平成18年6月8日現在）

## ○ 手続き等

〈共通書類〉		◎…かならず必要	○…場合により必要
申 込 書 類	◎貸付金申込書		
	◎借用証書		
	◎印鑑登録証明書		
	◎家屋平面図（宅地購入の場合不要）		
	◎地積測量図（増改築・修理及びマンション購入の場合不要）		
	○抵当権設定契約証書（貸付額が300万円未満の場合不要）		
	○仮登記承諾書（ 〃 ）		
	○抵当権設定誓約書（ 〃 ）		
	○本登記同意書（ 〃 ）		
	○抵当権設定費用控除依頼書（ 〃 ）		
災害貸付の場合			
○被災（り災）証明書（写）			
介護住宅貸付の場合			
○介護住宅見積（証明）書			
〈申込事由別必要書類〉		◎…かならず必要	○…場合により必要
1 住宅新築	◎工事請負契約書（写） ◎建築確認通知書（写） ◎土地登記簿謄本  ◎着工届	自己単独名義以外の場合 ○土地使用同意書 地目が農地の場合 ○農地転用許可証（写）	
2 住宅購入	◎売買契約書（写）  ◎土地登記簿謄本（売主名義）	借地の場合 ○土地使用同意書 中古住宅の場合 ○家屋登記簿謄本（売主名義） 地目が農地の場合 ○農地転用許可証（写）	
3 宅地購入	◎売買契約書（写）  ◎土地登記簿謄本（売主名義）	地目が農地の場合 ○農地転用許可証（写）	
4 敷地購入	◎売買契約書（写）  ◎土地登記簿謄本（売主名義） ◎家屋登記簿謄本（申込人名義） ◎住民票記載事項証明書	地目が農地の場合 ○農地転用許可証（写）	
5 増改築 ・修理	◎工事請負契約書（写）  ◎工事見積書（写） ◎家屋登記簿謄本 ◎住民票記載事項証明書 ◎着工届	自己単独名義以外の場合 ○工事同意書	



申 込 締 切	毎月20日（借受希望月の前月20日まで）	
貸付手続 ・決定	1 必要書類を整えて毎月20日までに申込み（申込人→所属→共済組合） 2 申込月下旬に貸付に対する回答の事務連絡を送付（共済組合→所属→本人） 3 貸付目的物件に対し、必要に応じ、現地調査を実施 4 借受月の審査等完了時に「決定通知書・完了届」等を送付（共済組合→所属→本人） 5 毎月20日（金融機関休業日の場合、翌営業日）に、申込人名義の口座に振込み	
貸付後の手続 (完了届の提出)	1 住宅新築	借受後6ヶ月以内 完了届、家屋登記簿謄本、住民票記載事項証明書
	2 住宅購入	借受後2ヶ月以内 完了届、土地登記簿謄本、家屋登記簿謄本、住民票記載事項証明書
	3 宅地購入	借受後2ヶ月以内 完了届、土地登記簿謄本 5年以内 住宅建築義務履行届、家屋登記簿謄本、住民票記載事項証明書
	4 敷地購入	借受後2ヶ月以内 完了届、土地登記簿謄本
	5 増改築・修理	借受後2ヶ月以内 完了届、工事完了報告書、住民票記載事項証明書（現居住物件と増改築・修理事物異なる場合）
(注1) 介護住宅貸付については、上記のほか、対象箇所の写真 (注2) 住民票記載事項証明書は、住民票でも可		
返 済	1 定例給与償還 2 定例給与償還と期末・勤勉手当償還、ただし、期末・勤勉手当償還の併用は、貸付額が300万円以上で貸付額の2分の1以内（50万円単位） 3 育児休業及び介護欠勤期間中の返済については、申し出により、返済猶予の取扱いを受けることができる	
繰上返済	「繰上返済申出書」により申し出が必要・・・毎月末締め切り ・一括返済 ・一部返済（10万円以上1万円単位が条件） (注) 災害貸付の場合、繰上返済後は、返済猶予措置は適用不可	

## ○ 住宅貸付償還額めやす表

月賦償還分				期末手当等償還分			
貸付額 (万円)	償還回数 (回)	償還期間 (年月)	償還金額 (円) 2.26%	貸付額 (万円)	償還回数 (回)	償還期間 (年月)	償還金額 (円) 2.26%
400	350	29年2月	15,616	100	20	10年0月	58,779
700	360	30年0月	26,792	300	35	17年6月	106,759
900	360	30年0月	34,447	500	45	22年6月	144,845
1100	360	30年0月	42,102	700	50	25年0月	186,823
1800	360	30年0月	68,895	900	50	25年0月	240,202

## ○ 抵当権の設定

### (1) 設定の対象

- ・ 300万円以上の貸付を受ける場合に土地・建物の両方に設定を行う。  
(再度の貸付で貸付金額の合計が300万円を超える場合を含む。)
- ・ 宅地購入・住宅新築の申込事由において、将来取得する不動産(住宅・敷地)にも追加設定が必要。

### (2) 設定順位

共済組合を第1順位とする。(ただし、住宅金融公庫等の公的融資を受ける場合や増改築・修理で、住宅取得等により既に抵当権が設定されている場合は次順位で可)

### (3) 設定費用

- ・ 設定費用は20,000円。借受人の負担とし、貸付金から控除。
- ・ 設定手続きは共済組合で行う。

### (4) 抹消手続

貸付金の償還終了後、抵当権の抹消に必要な一件書類(登記済証等)を返却。手続は本人が各自で行う。

### (5) 注意事項

- ・ 貸付日から定年退職日までの期間が1年未満の場合は、抵当権設定は不要。
- ・ 貸付規程及び規程実施細則等に違反したとき、その他理事長が必要と認めた場合は、本登記手続を行う。

### ※ 抵当権設定の仮登記とは

本登記するまでの間、登記の順位を保全するための予備的なもので、登記簿に記載される。

## ◎ 住宅等あっせん事業の概要

企画係 6208-7544～5  
平成18年4月1日 現在

### ○ 利用手続

協定会社と契約する際、「組合員・被扶養者証明書」等の提示により大阪市職員共済組合の組合員である旨を申し出て、直接協定会社と契約を締結してください。

### ○ 協定会社・優待条件(割引率)一覧表

[割引率( )内は、自社物件の増改築の場合を示す。]

		協定会社	割引率	担当者	電話番号
工 事 関 係	新 築 関 係	旭化成ホームズ	3.0%	大阪総合営業所(山崎)	06-6942-8976
		エス・バイ・エル	3.5% (3.0%)	西部情報開発部(平野)	06-6315-3001
		国土建設	4.0% (3.0%)	営業部(木村)	06-6351-9311
		三洋ホームズ	3.0% (3.0%)	特販営業部(山林)	072-228-6811
		住友林業	4.0%	大阪住宅営業部(上村)	06-6949-5631
		積水化学工業	4.0%	法人課(高林)	06-6834-8554
		積水ハウス	3.0% (3.0%)	大阪南営業所(川口)	06-6634-5331
		大和ハウス工業	3.5%	営業推進部(松本)	06-6342-1312
		パナホーム	3.0% (3.0%)	法人営業グループ(山下)	06-6834-3898
		ミサワホーム近畿	3.0% (3.0%)	営業推進部(荒木)	06-6205-3311
	三井ホーム	3.5% (3.5%)	大阪営業所(林)	06-6243-0031	
	増 改 築 関 係	エス・バイ・エル	4.0%	西部情報開発部(平野)	06-6315-3001
		大阪屋根工事業協同組合	4.0%	工事部(平井)	06-6585-1123
		セイキョウホーム近畿	4.0%	営業部(西原)	06-6944-2075
積水ホームテクノ		4.0%	リフォーム営業部(稗田)	06-6397-3600	

	協定会社	割引率	担当者	電話番号
販売 関係	アーバンライフ	1.5% (70万円限度)	分譲営業部 (岸田)	06-6244-1013
	近鉄不動産	1.5% (70万円限度)	本店販売部 (青木)	06-6212-8700
	近鉄不動産住宅	1.5% (70万円限度)	分譲住宅事業部 (村上)	06-4708-0621
	京阪電気鉄道	1.5%	まちづくり事業部 (山本)	06-6944-2552
	京阪電鉄不動産	1.5%	総務部 (野間)	06-6946-1341
	三洋ホームズ	2.5%	マンション事業本部 (田島)	06-6244-1726
	新星和不動産	1.5%	事業開発部 (小豆沢)	06-6311-6833
	新日鉄都市開発	1.5%	不動産営業部 (大橋)	06-6228-8834
	住友不動産	1.0%	関西圏事業部 (柴田)	06-6448-7047
	総合地所	2.0%	マンション事業部門 (伊藤)	06-6538-1423
	大和ハウス工業	2.5%	営業推進部 (松本)	06-6342-1312
	東急リバブル	1.0%	住宅営業部 (三塩)	06-6337-5778

- 注 1. 協定会社の優待条件の対象は、組合員の方が、自ら所有又は居住するための新築・増改築工事並びに物件購入の場合に限ります。
2. 新築関係については建物本体価格に、販売関係については譲渡代金(本体価格)に、それぞれ割引率を適用します。増改築関係については、消費税を含む請負代金に割引率を適用します。
3. なお、協定会社においては、一部割引対象外(例えばキャンペーン商品等)となる場合がありますので、前記割引率関係については、必ず事前に協定会社へご確認ください。
4. 割引額については、千円未満を切り捨てる場合があります。

○ 新築・増改築事業ガイド

- ・ 年2回発行(全組合員に配布)
- ・ 新築・増改築協定会社の紹介、商品紹介など

○ 販売物件ニュース

- ・ 年4回発行(全組合員に配布)
- ・ 新築物件等の案内

## ◎ 融資あっせん制度の概要

組員・被扶養者証明書を一覧表にある金融機関において提示し、申し込むことにより、店頭金利から金利優遇幅を減じた利率が適用されます。

ただし、融資条件及び申込後の手続き等については、各金融機関の住宅融資制度に準じたものとなっておりますので、詳細については、各金融機関に直接ご確認ください。

融資対象：住宅の新築、購入、増改築、修理、宅地購入及び他の住宅ローンからの借換えに必要な資金

		りそな銀行	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行
申込資格		年齢20歳以上60歳以下 組員期間1年以上	年齢20歳以上69歳以下 組員期間1年以上	年齢20歳以上70歳未満
融資金額	変動金利型 固定金利選択型(注) 固定金利型	50万円以上6千万円以内 50万円以上6千万円以内 50万円以上3千万円以内 (いずれも1万円単位)	50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 50万円以上3千万円以内 (いずれも10万円単位)
融資期間	変動金利型 固定金利選択型 固定金利型	1年～35年 2年～35年 1年～25年 (いずれも1年単位)	1年～35年 1年～35年 1年～25年 (いずれも1年単位)	1年～35年 2年～35年 1年～25年 (いずれも1ヵ月単位)
金利優遇幅	変動金利型 固定金利選択型 固定金利型	0.5% 0.4% (変動金利期間は0.5%) 0.3%	0.5% 0.4% (変動金利期間は0.5%) 0.7%	0.5% 0.4% (変動金利期間は0.5%) 0.3%
団体信用保険		保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は銀行負担
火災保険		保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担
融資取扱店		京阪神地区本支店 奈良地区支店、京都支店	国内本支店	国内本支店
お問合せ先		取扱店窓口 または、 ローンデスク  TEL 0120-068-108	取扱店窓口 または、 コールセンター  TEL 0120-860-777	大阪本店営業部 TEL 06-6227-2671 大阪中央支店 TEL 06-6226-5613

(注) 固定金利選択型とは、一定期間は固定金利で、その期間終了時に金利方式を見直すものです。  
また、金融機関によって名称が異なる場合があります。

みずほ銀行	中央三井信託銀行	住友信託銀行	みずほ信託銀行	近畿労働金庫
年齢20歳以上60歳以下 組合員期間1年以上	年齢20歳以上60歳以下 組合員期間3年以上 年収200万円以上	年齢20歳以上65歳以下 組合員期間3年以上	年齢20歳以上66歳以下 組合員期間3年以上	年齢20歳以上 組合員期間1年以上 年収150万円以上
(固定・変動自在型) 30万円以上1億円以内 (10万円単位)	10万円以上1億円以内 10万円以上1億円以内 10万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	10万円以上1億円以内 10万円以上1億円以内 (いずれも1万円単位)	10万円以上1億円以内 10万円以上1億円以内 (いずれも1万円単位)
(固定・変動自在型) 1年～35年 (1年単位)	1年～35年 3年～35年 1年～25年 (いずれも1ヶ月単位)	1年～35年 1年～35年 1年～25年 (いずれも1年単位)	1年～35年 1年～35年 (いずれも1年単位)	1年～35年 3年～35年 (いずれも1ヵ月単位)
変動金利:0.3% 固定金利:0.2%	0.4% 0.3% 0.7%	0.5% 0.4% 0.12%	0.3% 0.3%	0.5% 0.4% (変動金利期間は0.5%)
保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は労金負担
保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担
国内本支店	国内本支店	近畿地区各本支店 (一部除く)	国内本支店	会員団体(労働組合等) が取引を行う営業店
取扱店窓口 または、 大阪支店  TEL 06-6222-9727	取扱店窓口 または、 大阪支店営業第二部 ローン課  TEL 06-6233-3543	取扱店窓口 または、 本店住宅ローンセンター  TEL 0120-303-730	取扱店窓口 または、 大阪支店ローンサービス課  TEL 0120-501-064	会員団体(労働組合等) が取引を行う営業店

## ◎ 個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

### 1 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、見直しを継続して行います。

### 2 法令の遵守

当組合は、当組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

### 3 個人情報の取得と利用

当組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

### 4 個人データの第三者提供

当組合は、法令に定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

### 5 個人データの管理

当組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

### 6 個人データの開示、訂正、利用停止等

当組合は、当組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正または利用停止等の申し出があったときには、適切に対応します。

### 7 組織及び体制

当組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

## ○ 個人情報の利用内容

### 1 組合員資格業務

- ・ 組合員資格の管理に関する業務
  - ※社会保険庁・総務省等へ提供する場合があります
- ・ 共済掛金の徴収
- ・ 児童手当拠出金の徴収

### 2 短期給付業務

- ・ 育児、介護休業手当金決定・給付

### 3 長期給付業務

- ・ 共済年金の決定、給付に関する業務
  - ※社会保険庁・総務省・市区町村・業務遂行に係る委託業者等へ提供する場合があります

### 4 国民年金第3号被保険者業務

- ・ 届出代行
  - ※社会保険庁へ提供します

### 5 福祉事業（住宅貸付事業）

- ・ 申込内容の審査及び貸付の決定・管理
- ・ 貸付金の回収
  - ※損害保険会社へ提供する場合があります
- ・ 団体信用生命保険の異動報告
  - ※生命保険会社へ提供します

《個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先》

大阪市職員共済組合 庶務係 06(6208)7541～3





平成18年7月発行  
大阪市職員共済組合

大阪市北区中之島1-3-20

(大阪市役所内)

庶務係 6208-7541~3

企画係 6208-7544~5

給付係 6208-7547~9